

加企財第292号  
令和元年11月11日

宮城県知事 村井嘉浩 殿  
(環境対策課扱い)

加美町長 猪股洋文



(仮称) 宮城加美風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する意見  
について (提出)

令和元年10月16日付け環対第261号で通知のありましたこのことについて、環境  
の保全の見地からの意見については、別紙のとおりです。

担 当：企画財政課 企画係 小澤  
電 話：0229-63-3115  
F A X：0229-63-2037  
E-mail：kikaku-kikaku@town.kami.miyagi.jp



(仮称) 宮城加美風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する意見

1 全般的事項

- (1) 当該事業は大規模な事業であり、環境への影響が懸念されるため、関係機関と協議を行うほか、専門家の意見も取り入れるなどし、全ての過程において適切な環境配慮を實踐すること。
- (2) 対象事業実施区域の縮小について、WT5～WT7の風力発電機を、方法書で想定した位置の北側のルートに配置している。周辺集落により近く、クマタカへの利用頻度が高い北側のルートを選定した根拠が示されていない。また、景観の変化の程度も示されていない。配置変更について明確な根拠を示すと共に、専門家等の意見も踏まえ、必要に応じて、環境影響に配慮した配置について再検討すること。
- (3) 予測結果に不確実性を伴う項目等について、事後調査を適切に実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて追加的な環境保全措置を講じること。
- (4) 本事業計画の検討にあたっては、本意見に十分留意し、その検討経緯及び内容について、評価書へ記載すること。
- (5) 事業実施想定区域周辺の地域住民、関係者に対して、専門的な表現を可能な限り用いず、解説や図表を工夫しながら、環境影響に関する情報を積極的に提供し、丁寧な説明を行うなど、十分な理解を得ながら事業を進めること。

2 個別的事項

(1) 騒音

工所用資材等の搬出入に伴う騒音について、増加レベルが0～3デシベルと予測されているが、工事中の騒音レベルが参考環境基準を上回る地点があることから、騒音の低減に努めること。

騒音については聞こえ方に個人差があり、住民によって生活様式や住居環境等が異なることから、環境基準を超えない場合であっても、可能な限り騒音の影響を低減するよう環境保全措置を講じること。また、風力発電に起因すると思慮される騒音被害や健康被害などが発生した場合には、迅速かつ適切に対応すること。

(2) 風車の影

風車の影が年間30時間以上となる住宅がある。環境影響評価は、適切に環境保全への配慮をし、環境影響を未然に防止するためのものである。施設の稼働後に影響があると確認された場合に対策を講じるのではなく、事業計画見直しを含め、事前に環境保全措置を講じること。

(3) 動物

重要な種及び生息環境等が確認されていることから、関係機関と協議を行い、専門家等からの意見を踏まえ、適切な環境保全措置を実施すること。また、イノシシ、ニホンザル、クマ、ニホンジカ、ニホンカモシカの生息が確認されており、事業実施によりこれらの種の生息環境への影響が懸念されるため、事後調査を適切に実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講じること。

(4) 植物

重要な種が確認されていることから、関係機関と協議を行い、専門家等からの意見を踏まえ、適切な環境保全措置を実施すること。

(5) 生態系

注目種及び生息環境等が確認されていることから、関係機関と協議を行い、専門家等からの意見を踏まえ、適切な環境保全措置を実施すること。